

議案第 2 0 号

岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和43年岬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上
32,700円×年数
30,300円×年数
28,300円×年数
24,500円×年数
23,000円×年数

」を

「

30年以上35年未満	35年以上
32,700円×年数	32,700円×年数
30,300円×年数	30,300円×年数
28,300円×年数	28,300円×年数
24,500円×年数	24,500円×年数
23,000円×年数	23,000円×年数

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

